



# 訪問看護ステーション まごころナース

## 料金等一覧表

地域区分	3級地 (さいたま市)	5級地 (ふじみ野市)	6級地 (川越市・鶴ヶ島市・富士見市・三芳町)
1単位の単価	11.05円	10.70円	10.42円

※基本サービスの料金、加算料金の自己負担額は、[単位数]×[単価]×[負担割合]で算出されます。

### ◆基本サービス料金

〈指定居宅サービス〉(要介護1～5)

(算定基準:1回につき)

サービス提供時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上	理学療法士等による 訪問(20分あたり)
サービス内容略称 (サービスコード)	訪看I1 (131010)	訪看I2 (131111)	訪看I3 (131211)	訪看I4 (131311)	訪看I4・長 (131331)	訪看I5 (131501)
単位数	313単位	470単位	821単位	1125単位	1425単位	293単位

〈指定介護予防サービス〉(要支援1・2)

(算定基準:1回につき)

サービス提供時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上	理学療法士等による 訪問(20分あたり)
サービス内容略称 (サービスコード)	予防看I1 (631010)	予防看I2 (631111)	予防看I3 (631211)	予防看I4 (631311)	予防看14・長 (631331)	予防看I5 (631501)
単位数	302単位	450単位	792単位	1087単位	1387単位	283単位

※夜間(18:00～22:00)、早朝(6:00～8:00)のサービスは、所定単位数の25%が割増となります。

※深夜(22:00～6:00)のサービスは、所定単位数の50%が割増となります。

※特定の理由により、家族等の同意を得て、同時に複数名の看護師が計画的に訪問看護を行った場合、以下の単位数が加算されます。

30分未満：254単位、30分以上：402単位

### ◆加算料金

◎サービスコードの上段は〈指定居宅サービス〉、下段は〈指定介護予防サービス〉

サービス内容略称	サービスコード	算定基準	単位数	加算要件
特別管理加算Ⅰ	(134000) (634000)	1月につき	500単位	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、又は留置カテーテル等を使用している状態の利用者に対して訪問時等に計画的な管理を行った場合。
特別管理加算Ⅱ	(134001) (634001)	1月につき	250単位	在宅酸素療法指導管理を受けている、又は真皮を超える褥瘡の利用者に対して、訪問時等に計画的な管理を行った場合。
初回加算	(134002) (634002)	1月につき	300単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。
退院時共同指導加算	(134003) (634003)	1月につき	600単位	病院、介護老人保健施設等に入院もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合。
緊急時訪問看護加算1	(133100) (633100)	1月につき	574単位	利用者の同意のもと、計画的な訪問でない緊急時訪問看護体制をとる場合
ターミナルケア加算	(137000) (-----)	死亡月に	2000単位	死亡日前14日以内に、2回以上のターミナルケアを実施した場合

※ターミナルケア加算は〈指定



# 訪問看護ステーション まごころナース

【医療保険】精神科訪問看護 利用料金

## I 基本利用料

① 精神訪問看護基本料用費(I)※		医療保険(10割)		
		① 基本療養費 I	② 管理療養費	①+②
週3日まで	30分以上	5,550円	7,440円	12,990円
	30分未満	4,250円	7,440円	11,690円
週の4日目以降	30分以上	6,550円	3,000円	9,550円
	30分未満	5,100円	3,000円	8,100円

② 精神訪問看護基本料用費(Ⅲ)※		医療保険(10割)		
		① 基本療養費 I	② 管理療養費	①+②
週3日まで (同一日に2名)	30分以上	5,550円	7,440円	12,990円
	30分未満	4,250円	7,440円	11,690円
週の4日目以降 (同一日に2名)	30分以上	6,550円	3,000円	9,550円
	30分未満	5,100円	3,000円	8,100円
週3日まで (同一日に3名)	30分以上	2,780円	7,440円	10,220円
	30分未満	2,130円	7,440円	9,570円
週の4日目以降 (同一日に3名)	30分以上	3,280円	3,000円	6,280円
	30分未満	2,550円	3,000円	5,550円

③ 精神訪問看護基本療養費(Ⅳ)※	① 基本療養費 I	② 管理療養費	① +②
	8,500円		8,500円

※作業療法士のみによる訪問看護はありません。看護職員による訪問看護を定期的に行い、連絡をとっていきます。

基本療養費の加算		利用料	
複数名精神科訪問看護加算 看護師が他の看護師等と同時に訪問看護を行う	週1回	4,500円	1割または2割または3割
複数名精神科訪問看護加算 看護師が他の看護補助者とともに訪問看護を行う	週1回	3,000円	
精神科複数回訪問加算 (厚生労働省の指定疾患)	1日2回訪問	4,500円	
	1日3回訪問	8,000円	
精神科緊急訪問看護加算	1日1回につき	2,650円	
長時間精神科訪問看護加算	1週間につき	5,200円	
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回につき	2,100円	
深夜訪問看護加算	1日1回につき	4,200円	

## II 該当する場合に1か月につき請求させて頂く費用

	医療料金(10割)
24時間対応体制加算(契約者のみ)	6,440円
特別管理加算Ⅰ	2,500円
特別管理加算Ⅱ	5,000円
精神科重症患者支援管理連携加算イ(主治医の指示による)	8,400円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ(主治医の指示による)	5,800円
訪問看護情報提供療養費	1,500円

Ⅲ 該当する場合に都度請求させていただく費用

退院時共同指導加算（1回・病名により2回まで）	8,000円
＋特別指導加算（特別管理加算の対象のみ）	2,000円
退院時支援指導加算（退院日の訪問）	6,000円
退院時支援指導加算（退院日の訪問で特別管理加算の該当する方の長時間訪問）	8,400円
在宅患者連携指導加算（月1回まで）	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回まで）	2,000円

訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
-----------------	---------

※利用者負担額は請求合計の10円未満は四捨五入となります。

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。

Ⅳ 医療保険対象外の自費サービス利用料金

1.5時間を超える訪問/回 30分毎に2,000円

長時間訪問看護加算（保険適用）の対象になる場合は、長時間訪問看護加算を優先します。



訪問看護費の基本療養費		利用料	
訪問看護基本療養費（1日につき）	週3日まで	5,550円	1割または2割または3割
	週4日目以降	6,550円	
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日1回につき） （同一建物居住者）	同日2人 週3日まで	5,550円	
	同日2人 週4日目以降	6,550円	
	同日3人以上 週3日まで	2,780円	
	同日3人以上 週4日目以降	3,280円	
訪問看護基本療養費Ⅲ （入院患者の外泊中の訪問看護）	1日1回につき	8,550円	
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日の場合	7,440円	
	月の2日目以降の 訪問日の場合	3,000円	
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	12,830円	
	月の2日目以降の 訪問日の場合	3,000円	

基本療養費の加算		利用料	
複数名訪問看護加算 看護師が他の看護師等と同時に訪問看護を行う	週1回	4,500円	1割または2割または3割
複数名訪問看護加算 看護師が他の看護補助者と同時に訪問看護を行う	週1回	3,000円	
難病等複数回訪問加算 （厚生労働省の指定疾患）	1日2回訪問	4,500円	
	1日3回訪問	8,000円	
緊急訪問看護加算	1日1回につき	2,650円	
長時間訪問看護加算	1週間につき	5,200円	
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回につき	2,100円	
深夜訪問看護加算	1日1回につき	4,200円	

利用者の希望により契約された場合の加算		利用料	
24時間体制の加算	月に1回	6,400円	1割または2割または3割

対象の利用者への料金加算		利用料	
特別管理加算 （週4回の訪問看護算定可）	特別な管理のうち重症度等が高い場合（1回/月）	5,000円	1割または2割または3割
	特別な管理を要する場合（1回/月）	2,500円	
退院時共同指導加算	1月につき	8,000円	
特別管理指導加算		2,000円	
退院支援指導加算	厚生労働省が定める状態・疾患	6,000円	
長時間の退院支援指導加算	厚生労働省が定める状態・疾患	8,400円	
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	
訪問看護情報提供療養費	月に1回	1,500円	
訪問看護ターミナル加算	死亡月につき	25,000円	

